

# 集団的自衛権 地域限定せず

## 防衛相 南シナ海「法理論上は可能」

衆院平和安全法制特別委員会は5日、安全保障関連法案の一般質疑を行った。

中谷安全保障法制相（防衛相）は、中国が一方的な岩礁埋め立てを進める南シナ

海で紛争が発生した際、集団的自衛権行使の要件となる「存立危機事態」が適用される可能性について、「（自衛権行使の）新3要件に合致した場合は、法の理論としては可能だ」と述べた。

中谷氏は存立危機事態について、「（外国領域での武力行使は）現時点で中東・ホル

ムズ海峡での機雷掃海以外念頭に置いていない」と強調したが、適用地域はあらかじめ限定されないとの認識を示したものだ。

中谷氏はまた、存立危機事態と、自衛隊による米軍などへの後方支援が可能となる「重要影響事態」との関係について「概念上、存立危機事態は重要影響事態に包含される」と説明した。野

党はこれに対し「自衛隊が武力行使である機雷掃海をしつつ、付近で他国の後方支援を行っている時に區別できるのか」と指摘。中谷氏は「しっかりと区域指定をして武力行使と一体化しな

いような後方支援をする」とで、二つの事態は法理論的に併存する」と強調した。

一方、中谷氏は、衆院憲法審査会に自民党推薦で出席した憲法学者が、集団的自衛権の限定行使を可能とする安保関連法案を「憲法違反」と指摘した問題について、「（法案は）行政府としての憲法の解釈の範囲内だ。憲法違反にならない」と反論した。